

## 第 5 章 外来医療の体制

### 第1節 外来医療計画について

## 第1節 外来医療計画について

### 基本的事項

医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づき、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を医療計画に定めることとされています。本県では、令和2年(2020)に第七次福島県医療計画の一部として、外来医療機能の偏在を是正することを目的とした計画(福島県外来医療計画)を策定しており、引き続き第8次福島県医療計画の一部として、「福島県外来医療計画」を策定しました。計画では、以下の事項を規定しています。

- ・ 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況
- ・ 外来機能報告を踏まえた「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」(紹介受診重点医療機関)
- ・ 夜間・休日等における初期救急医療体制、在宅医療、産業医等の外来医療機能の状況
- ・ 地域における医療機器の効率的活用のための、医療機器の共同利用の推進に関する事項

### 計画の期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

### 記載事項

福島県外来医療計画(2024～2026)の記載事項は以下のとおりです。詳細は別冊をご覧ください。

福島県外来医療計画(記載事項)	
第1章 計画の基本的事項	第4章 計画の進行管理
第1節 計画策定の趣旨	第1節 計画の推進体制
第2節 計画の位置づけ	第2節 計画の進捗評価及び進行管理
第3節 計画期間	
第2章 外来医療提供体制の現状	第5章 資料編
第1節 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定	1 主たる診療科別診療所医師数
第2節 外来機能報告と紹介受診重点医療機関	2 外来機能報告に基づく紹介受診重点外来の実施状況
第3節 外来医療の現状	3 医療機器の保有状況(マッピングデータ)
第4節 外来医療に係る協議の場の設置	4 医療機器(共同利用計画対象機器)の保有状況(病院一覧)
第3章 医療機器の効率的な活用	5 医療機器(共同利用計画対象機器)の保有状況(診療所一覧)
第1節 医療機器の共同利用	6 医療機器の共同利用計画(様式)
第2節 医療機器の配置状況	7 医療機器の稼働状況報告(様式)
第3節 医療機器の保有状況	
第4節 医療機器の共同利用計画	